

誇大広告の初心者向け望遠鏡

大金 要次郎 (東京都国分寺市)

Unusable Telescopes for Beginners

YojiroOgane (Kokubunnji cityTokyo)

Abstract

There are many dealers who sell bad quality telescopes. They deceive beginners of astronomy into buying their products by saying that when you use these telescopes you can get super-high magnification.

はじめに

天文に興味を持ちはじめた初心者が、わくわくしながら高倍率を期待して手にした望遠鏡が使い物にならない粗悪なものだったら、どんな気持ちになるだろうか。

本年4月以降2人の知り合いから相談を受けた望遠鏡は口径50mmと表示しながら実際は22mm程度の有効口径しかない詐欺まがいの望遠鏡であった。

以下に私が気づいた誇大広告(かなり古いものを含む)の望遠鏡を提示しますのでご覧ください。

有効口径を偽った望遠鏡(その1)

2007年1月に結婚式の引き出物のカタログによって知人の長男(中1)が、メーカー名を信用して入手したものの。

「口径50mmで105倍の望遠鏡がよく見えない」という相談を受けて見せてもらった。焦点距離630mmで6mmの接眼レンズを装着してみると、像はもの凄く暗く、見えないわけではないが初心者には確認ができそうもない明るさと視野の広さであった。

なぜだろうか?・・・図1で示すとおり、直径50mmのレンズ(恐らく単レンズ)を22mm程度に絞り込んである。したがって、105倍は有効口径のcm数の48倍の超高倍率となっている。

メーカーがこのことを知っていて提供しているのであれば、明らかに詐欺行為である。

なお、この鏡筒に付属しているファインダーの支持金具(脚)の長さが短いため、覗こうとするとこめかみが鏡筒にあたってファインダーを覗くことができないという不備もあった。

図1 口径が絞ってある



図2 接眼部と接眼レンズ



有効口径を偽った望遠鏡(その2)

2002年頃「進研ゼミ」のポイントで、知人の長女が入手したものの(図2)。

焦点距離は明記されてなかったが、12.5mmの接眼レンズで50倍、3倍パーローレンズ使用で150倍と表示されているので、主鏡の焦点距離は630mmの上記の望遠鏡と全く同一の製品とわかった。

と比較するとパーローレンズが付属して、さらに超高倍率であることと付属の三脚がより大きく、多少ガッチリしていることのほか製造元が説明書に明記されていることである。

有効口径22mmで150倍というのは、口径cm数の6.8倍という驚くべき倍率である。このような超高倍率では初心者ではなくても、像を見ること自体が大変困難である。

驚異の超高倍率

少々古いのが、2001年5月の朝日新聞の広告(図3)。口径114mmで540倍は、口径cm数の47倍。

この過剰倍率では、暗く・視野が狭く・像はボヤけてよく見えないものと判断できる。

「望遠鏡の性能は倍率」と考えている初心者を欺く悪質な商品の代表例といえよう。

図3 超高倍率反射望遠鏡

図4 高倍率双眼鏡

双眼鏡で驚きの高倍率

2007年5月27日朝日新聞の広告(図4)。一応別売の三脚を提示しているものの、双眼鏡で180倍が使いやすいものとは思えない。180倍の高倍率の必要性も疑問だが、口径cm数の26倍に相当する高倍率の像と視野の狭さ・暗さはどんなものだろうか?

「もし使いにくいならば32倍で使えばよい」というものではなからう。32倍ですら双眼鏡という軽便な観察用具としては大いに問題だ。

秋葉原電気街の限定品

2007年7月、東京秋葉原の電気街で目についた商品(図5は広告の一部)。電気店でもあり、イメージセンサーを売りにしているようだ。安価な商品だとはいえ、この程度のピクセル数では携帯電話のカメラ機能を用い、望遠鏡にコリメート法で撮影した方が軽便のようにも思う。

問題は「有効倍率100倍」とは区別して「最大倍率450倍」と表示している点にある。有効倍率は有効最大倍率にほかならないから、あえて最大倍率450倍と表示するのは何故なのだろう

う。

450倍が使えるものと信じて購入する人もあるのではなからうか？

まとめ

理科や天文への興味の挫折による理科離れを防ぐこと、および初心者への保護の目的で、今後はこのような悪質商品を発見した場合には早急に公正取引委員会へ「過大広告の疑い」として申告をする必要があると思う。天文教育のみならず理科教育全体の学習離れを防ぐ意味で、大勢の方のご理解とご協力を期待します。

図5 広告の一部



資料

「景品取引法被疑事実についての申告」

= 顧客を誘引する目的で良く見せかけている商品が対象

申告先 ;

公正取引委員会 経済取引局 取引部 景品表示監査室

本局 〒100-8987 東京都千代田区霞が関 1-1-1

Tel.03-3581-3377 Fax.03-3581-3058

<http://www.jftc.go.jp/kouekitsuhou/keihyomadoguchi.html>

ほかに、北海道・東北・中部・近畿中国四国・九州・内閣府沖縄総合の各事務所と、中国・四国の支所がある。

申告に必要な内容など ;

申出人氏名、住所、電話番号

表示の事実

表示の内容、月日、場所

表示の問題点

表示から受ける印象と事実との相違。

表示のどの部分が、どのように不適切か。その根拠。

資料 問題の箇所を示す写真・資料のコピー、あるいは実物。

その他

上記本局の藤原氏によると、事業所へ直接接触するのは避けた方が良いとのこと。